

戸籍のフリガナ通知書が届きます！

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記事事項に氏名のフリガナが追加されることになりました。

戸籍のフリガナ通知書が届きましたら、記載内容をご確認ください。

フリガナは合っていますか？

合っている

間違っている

戸籍に早く
記載してほしい

届出をしなくて良い

令和8年5月26日に
自動的に設定されます

届出をする

令和8年5月25日までに
マイナポータル・役場窓口・
郵送のいずれかで届出をし
てください



届出は誰がするの？

- 氏 → 原則戸籍の筆頭者が単独で届出
※戸籍の筆頭者がいない場合は配偶者
配偶者もない場合はその子
- 名 → すでに戸籍に記載されている人がそれぞれ届出

不明な点はお問い合わせください フリガナに関するコールセンター ☎0570-05-0310

**詐欺に
ご注意ください!!**

フリガナの届出に、お一人あたり
〇万円振り込んでください



フリガナの届出をしないと、罰金を
払わないといけませんよ!!

え? そうなの?

フリガナの届出に手数料はかかりません!

フリガナの届出をしなくても、罰則はありません!

お問い合わせ先：町民課 町民係 ☎47-4681